

平成16年12月24日

長崎県情報公開審査会答申（第34号）の概要について

長崎県情報公開審査会（会長 生野 正剛）は、長崎県情報公開条例第19条の規定による諮問に対し、平成16年12月24日、下記のとおり答申した。

記

1. 件名

「株式会社に関する長崎県消費生活センターへの消費生活相談情報（平成6年4月から平成16年3月までの10年間の受付分の受付年月、件名）」の不開示決定（存否応答拒否）に対する不服申立て

【担当課：県民生活環境部県民生活課】

2. 答申の内容

(1) 結論

株式会社に関する長崎県消費生活センターへの消費生活相談情報（平成6年4月から平成16年3月までの10年間の受付分、受付年月、件名）について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した不開示決定は、妥当である。

(2) 主な内容及び判断理由について

本件開示請求について

本件開示請求は、株式会社に関する長崎県消費生活センターへの消費生活に関する相談情報が記録されている文書に関するものである。

存否応答拒否について

長崎県消費生活センターに寄せられた消費生活に関する相談情報は、一般的に事業者に対する消費者苦情を中心に記録されている。従って、特定の法人等に関する相談情報の存在が明らかになれば、当該法人等の社会的評価の低下を招き、取引しようとする相手が、取引を回避したり、警戒することが予想されるなど、法人等の事業活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。これらのことから、長崎県情報公開条例第7条第2号に規定する法人等の正当な利益を害するおそれがある情報を開示することと同じ結果となると認められるので、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したこ

とは妥当である。

3. 経過等

(1) 開示請求年月日 平成16年 4月28日

(2) 決定

決定年月日 平成16年 5月12日

決定内容 不開示決定(存否応答拒否)

決定理由 存否を答えるだけで、法人の正当な利益を害することになる法人等に関する情報に該当するため。

(3) 不服申立て年月日 平成16年 5月25日

(4) 諮問書受理年月日 平成16年 6月23日

(5) 答申年月日 平成16年12月24日

参考資料

長崎県情報公開条例の抜粋

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。